

第 3 大規模事故災害対策計画 参考資料

航空事故等緊急事態発生時の業務処理要領

I 総則

1 目的

但馬飛行場において航空事故等緊急事態(但馬飛行場機能管理規程(セーフティ編)第5章5.3 飛行場緊急時対応計画 1に示す「緊急事態の種類」とし、以下、「緊急事態」という。)が発生した場合の職員のとるべき処理を定め、当該業務を円滑に行う事を目的とする。

2 現地対策本部の設置

- (1) 必要と認められる場合は、現地対策本部を設置し、対応に当たること。
- (2) 本部は会議室に設置する。
なお、会議室が使用中の場合は当該者に協力を求めること。

3 消火救難及び事故処理

- (1) 消火救難業務については、「但馬飛行場消防業務実施要領」及び関連要領並びに協定等により、但馬空港ターミナル(株)空港長(以下「空港長」という。)が実施するものとする。
- (2) 但馬飛行場内で発生した航空事故の処理は、大阪空港事務所長(航空管制運航情報官)(以下「運航情報官」という。)と調整の上実施するものとする。

4 代行者の指定

空港長が不在の場合は、次長が代行し、その後の順位は別紙1「代行順位及び職員の非常呼集」によるものとする。

5 職員の非常呼集

空港長は事故の態様により、非番の職員の緊急呼び出しを別紙1に従って行い、必要な業務を指示するものとする。

6 機密保持

職員は、業務上知り得た緊急事態に係わる情報又は資料を、部外者に提供してはならない。

7 電話回線の確保

電話機(コードを含む。)を所定の緊急連絡用ジャック(執務室又は中会議室)に差し込むことにより、事故等発生時の緊急連絡用電話回線として使用することができる。

なお、この電話回線は外線直通となっているため、「0」発信の必要はない。

大阪対空センター(但馬レディオ用)の番号秘匿電話は、通常どおり対空通信室と大阪対空センター間の連絡用として使用する。

更に回線が必要な場合は、FAX(26-1501)を緊急用として使用することができる。

なお、関係電話回線の使用方法については、別紙2によるものとする。

8 広報

- (1) 広報は次長が行う。なお、発表すべき内容が重大であると認められる場合は、運航情報官又は警察署と調整の上実施すること。
- (2) 広報を行う場合、事故調査に関する情報及び事故の原因に関する推測等は、これを発表してはならない。
- (3) その他「報道機関速報要領」に準じて対処すること。

9 支援の要請

必要に応じて、協定援助機関及び(一財)航空機安全運航支援センターに支援を要請するものとする。

10 その他

情報の授受及び整理にあたっては、別紙3「情報授受票」及び別紙4「情報総括表」によるもの

とする。

II 業務処理体制の整備

- 1 空港長は緊急事態発生に備えて、必要な業務の担当職員、連絡網などについて職員の行動の指針等を定め、周知徹底しておくものとする。
- 2 関係援助要請機関との間に締結した協定等に基づき、平時から連絡を密にし、協力体制を確立しておくものとする。
- 3 関係機関との連絡、職員の非常呼集等に対応するため、最新の連絡先等を常時整備しておくものとする。

III 業務処理方式

- 1 航空事故等が発生した場合は、事務室掲示の「緊急連絡体制図及び通報事項」に基づき、別紙5「航空事故等通報用紙」又は別紙6「イレギュラー運航報等」により報告通報を行うとともに、「豊岡市消防本部との緊急相互援助に関する協定」及び「飛行場内事業所等との協力協定」等に基づく消火救難に努める。その後、運航情報官、土木部空港政策課及び但馬県民局防災担当課へ以下の2及び4の項目を報告する。
なお、航空事故に該当するかどうか航空局で判定されるまでの間不明の場合は、別紙6「イレギュラー運航報等」により報告するものとする。
- 2 初期通報
事故が発生した場合は、最も迅速であると認められる手段により、次に掲げる事項について、判明している事実を報告するものとする。
 - (1) 事故の態様（墜落、衝突、火災、航空機による人の死傷、物件損壊、機内にある者の死亡又は行方不明、航空機損傷等の区分をいう）
 - (2) 事故発生の日時、場所
 - (3) 事故機の登録記号、型式、所属及び運航者名
 - (4) 便名、出発地及び最初の着陸地
 - (5) 機長の氏名、乗組員数及び旅客数
 - (6) その他判明している事項
- 3 航空会社からの情報の入手
当該事故機の運航を行っている航空会社の現地機関等と連絡を密にして、情報の入手に努めるものとする。
- 4 事後通報
事故発生後、処理の進展及び状況の変化に応じて、次に掲げる事項で判明している事実を報告するものとする。
 - (1) 乗組員の氏名及び年齢
 - (2) 搭乗旅客氏名
 - (3) 人の死傷及び物件の損壊概要
 - (4) 事故機の事故に至る経緯
 - (5) 事故時の気象状況
 - (6) 搭乗者の救出、遺体の収容、事故機の撤去、飛行場の閉鎖等応急措置
- 5 豊岡警察署への通報（警備課又は110）
 - (1) 現地対策本部に警察職員が不在の場合は、上記に準じて通報すること。
 - (2) 事故の態様（程度）により担当課が変わることがあるので、連絡先の確認を行うこと。
- 6 事故状況の把握と現場保存
運航情報官及び豊岡警察署と調整の上、原則として、次の手順により実施するものとする。

- (1) 消火救難業務の完了後は、事故処理(原因調査等)に対応するため、事故状況の把握と現場の保存を図る。(本業務処理要領Ⅳ1(1)①制限区域等の事故対処要領参照)
- (2) 通常、警察による現場検証が行われる場合には警察が現場保存を行うが、事故に至らない重大インシデント等、警察の現場検証が無いような場合には、事故調査機関が到着するまでの間、カラーコーン、ロープ等で現場の立入を規制し、現場の保存を行う。
- (3) 痕跡、落下物等の位置を計測し、現場の見取図を作成する。
また、痕跡が消えない間に現場の写真撮影を行う。
特に飛行場の運用を早期に再開するため、大阪対空センターを通じて航空局と調整し、事故機撤去の許可を得たような場合には、事故調査機関による航空事故調査が行われる際に、事故機を含めた事故現場の写真及び見取図の提出を求められることになることに留意し、十分なデータを収集する。
- (4) 事情を聴取した関係者以外にも事故機の動向、発生時の様子等を目撃した者がいる場合は、事後の聴取等に備えるため、その者の氏名及び電話番号等を記録しておくこと。

7 事故機の撤去

但馬飛行場機能管理規程(セーフティ編)第5章5.13 航行不能航空機の撤去に基づき、運航情報官及び警察等と事前に調整した上で対処する。

8 滑走路等の閉鎖

飛行場内で事故が発生した場合は、直ちに滑走路等の閉鎖に伴うノータム事項を通報(ノータム事項通報書を送付)するものとする。

9 被害の調査

空港の運用再開に向けて施設の被害の調査を行い、必要な対策と施設面からの再開の見通しを検討し、対処するものとする。

10 運用再開

再開の時期について、運航情報官及び警察等と調整し、ノータムの発行を通報するものとする。

なお、再開に当たっては滑走路等が運航に支障のないことを確認すること。

Ⅳ 但馬飛行場外での緊急事態

- 1 但馬飛行場外での緊急事態発生時の連絡を受けた場合は、消防、警察及び運航情報官等に連絡するものとする。
- 2 発生場所が飛行場周辺である場合は、飛行場内に準じて対応するものとする。
- 3 未確認情報(航空機又はそれらしきものが墜落するのを目撃した等の情報で、これだけでは直ちに航空機が事故等の緊急状態にあると判断することが困難な情報をいう)を受けた場合は、直ちに警察及び運航情報官に連絡するものとする。

Ⅴ 緊急事態における制限区域立ち入り要領

1 緊急立ち入りのゲート(以下「緊急ゲート」という。)

原則として、東10番及び西6番とする。

2 緊急ゲートの開閉

緊急事態発生時には、但馬ターミナル(株)(以下、「TAC」という。)の指示により、緊急ゲートを開閉する。開時には職員がゲートを立哨警備し、不法侵入を防止する。

3 緊急立ち入りの要領

緊急ゲートの立哨者は、次により緊急車両等及び緊急立ち入り者を識別した上で立ち入りを許可する。

(1) 警察

ア パトカー及び白バイ

- 形状及び赤色閃光灯
- イ 警察官
制服又は警察車両の搭乗者
- (2) 消防
ア 消防車、指揮車及び救急車
形状及び赤色閃光灯
- イ 消防署員、消防団員
制服又は消防車両の搭乗者
- (3) 病院関係者
ア ドクターカー
形状及び赤色閃光灯
- イ 機材運搬車(医療資機材、ベッド等)
形状又は運転席の制限区域立入証(4 立入証の例示を参考に関係機関が発行)
- ウ 医師、看護師、機材運搬車両運転手等
制服並びに病院車両又は機材運搬車の搭乗者
- エ 病院車両以外で到着した制服以外の医療関係者
医療関係車両に搭乗しない制服以外の医療関係者は病院の識別証等
(私有車両等、病院車両以外の車両は制限区域の外に駐車)
- (4) その他
事故関係者(被害者家族等)、報道関係者等の立ち入りについては、通常のビジターとしての制限区域内立ち入り申請を行う。

4 立入証の例示



VI その他

- 1 事故等の被害関係者、報道関係者等への対応
 - (1) 必要に応じて被害関係者を現場等へ案内する。
 - (2) 報道関係者への立入り規制と待機場所への案内等を行う。
- 2 事故等の痕跡計測・記録用具の整備
定期的に事故等の痕跡計測・記録用具(カメラ、巻き尺、測距儀、ロープ、コーンその他必要な物品等)の点検・整備を行う。

付則

- 1 この要領は、平成7年6月19日から適用する。

- 2 この要領は、平成10年3月18日から適用する。
- 3 この要領は、平成10年12月25日から適用する。
- 4 この要領は、平成13年12月25日から適用する。
- 5 この要領は、平成24年3月1日に一部改正し、平成24年4月1日から適用する。
- 6 この要領は、平成27年12月28日に一部改正し、平成28年1月1日から適用する。
- 7 この要領は、令和3年4月15日に一部改正し、令和3年5月7日から適用する。
- 8 この要領は、令和3年10月20日に一部改正し、令和3年11月5日から適用する。
- 9 この要領は、令和5年6月20日から適用する。
- 10 この要領は、令和6年6月27日から適用する。
- 11 この要領は、令和6年10月16日から適用する。

代行順位及び職員の非常呼集

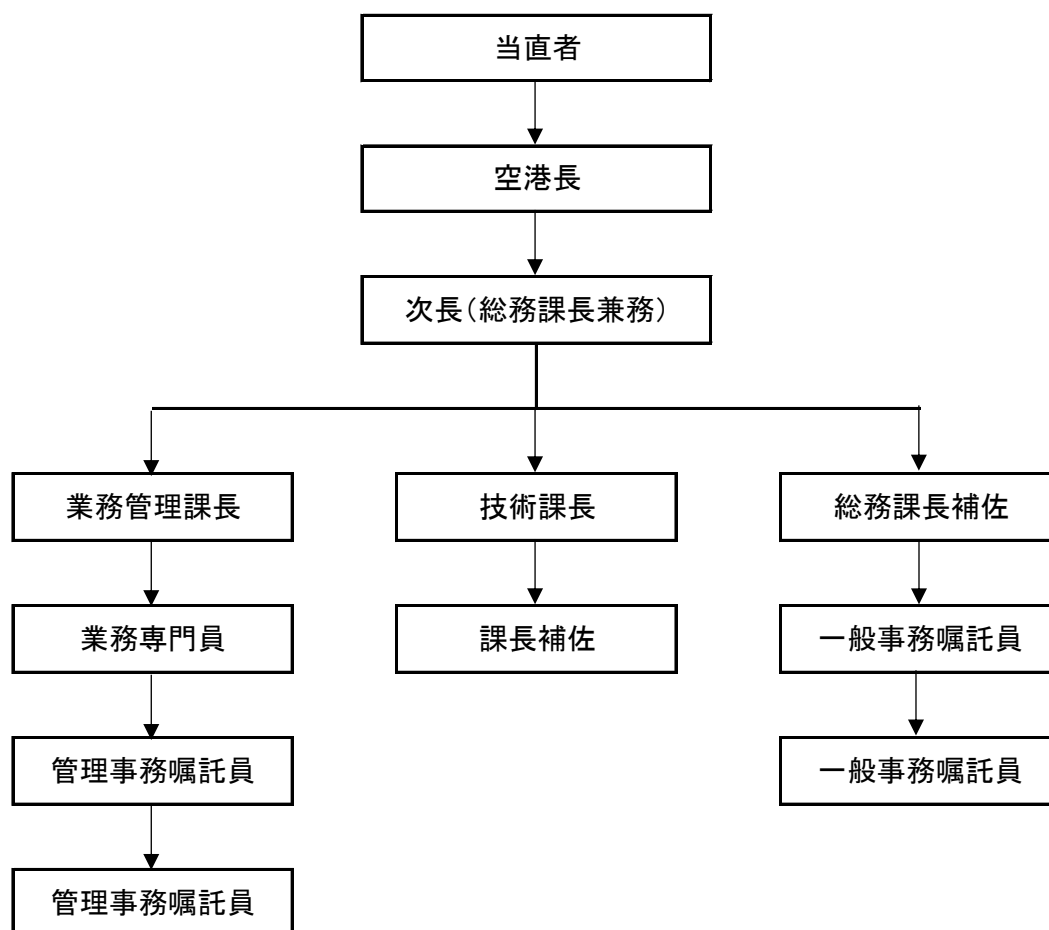
1 代行順位

以下のとおりとする。

- ① 次長(総務課長兼務)
- ② 業務管理課長
- ③ 技術課長

2 職員の非常呼集

下記の順位で連絡すること。



注1) 連絡先の者が当直の場合は、次の順位の者に連絡する。

注2) 連絡先の者が不在の場合は、次の順位の者に連絡し、当該不在者には別途速やかに連絡する。

3 自宅の電話番号は「住所録」を使用すること。

《 年 月 日 時 分現在》
第 報

航空事故等通報用紙（初期通報、事後通報）

次に掲げる事項について、「判明している事実」を通報すること。

1	事故の態様	墜落、衝突、火災、死傷、物件損壊、機内の死亡又は行方不明、航空機損傷等 その他（ ）										
2	発生日時	年 月 日 時 分										
	発生場所											
3	事故機の登録記号	JA				型式						
	事故機の所属					運航者						
4	便名				出発地				最初の着陸地			
5	機長の氏名				機長の年齢	才		機長以外の乗組員数	名		乗客数	名
	機長以外の乗組員の氏名及び年齢											
6	旅客の氏名、年齢、性別等											
7	人の死傷及び物件の損壊概要											
8	事故機の事故に至る経過											
9	事故時の気象状況											
10	搭乗者の救出、遺体の収容、事故機の撤去、飛行場の閉鎖等その他応急措置の状況											

通報先	通報時間・氏名
大阪空港事務所(大阪対空センター) (06-6843-1124)	/
豊岡警察署 (110 or 24-0110)	/
豊岡市消防本部 (119 or 24-1119)	/

通報先	通報時間・氏名
兵庫県空港政策課 (078-362-3561)	／
但馬県民局総務防災課 (26-3618)	／
航空機安全運航支援センター 但馬事務所	／
全但バス(株) 但馬空港事業所	／

但馬飛行場自衛消防隊・各班の任務及び編成

班	任務	班長	班員
隊長	1. 緊急配備の発令 2. 各班任務の総括	但馬空港ターミナル(株)空港長	
連絡渉外班	1. 関係機関・各班への緊急通報及び連絡調整 2. 事故に関する情報の整理・収集	但馬空港ターミナル(株)業務管理課長	但馬空港ターミナル(株) (一財)航空機安全運航支援センター 但馬空港事務所
消防救難班	1. 消火活動及び現場保存のための警備 2. 被災者の救護 3. 消火救難記録の整理・収集	全但バス(株)但馬空港事業所長	全但バス(株)但馬空港事業所 但馬空港ターミナル(株)
誘導救護班	1. 関係者の誘導 2. 負傷者の応急処置及び病院等への移送 3. 緊急車両誘導 4. ゲートの管理	(一財)航空機安全運航支援センター 但馬事務所長	(一財)航空機安全運航支援センター 但馬空港事務所 但馬空港ターミナル(株)
警備班	1. 部外者(見学者等)の避難誘導 2. ターミナルビル内の警備 3. 報道機関の対応及び広報活動	但馬空港ターミナル(株) 次長兼総務課長	但馬空港ターミナル(株)

(注) 隊長は、必要に応じて各班の任務及び編成を変更できるものとする。